

「休日確保評価型」試行工事の評価について

直轄港湾等関係工事の「休日確保評価型」試行工事に適用する評価方法 (R4.4現在)

休日確保日	評価条件	成績評定 加点 (陸上工事)	成績評定 加点 (海上工事)※2
週休2日	土曜日から金曜日又は月曜日から日曜日までを1週間とし、工事着手日以降最初の土曜日から工事完了日直前の金曜日又は工事着手日以降最初の月曜日から、工事完了日直前の日曜日までのそれぞれの週について、2日以上閉所日があること	2点	2点
4週8休	起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日まででおわる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日があること。	1点	

※1 閉所日にやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。

※2 海上工事は、港湾請負工事積算基準に掲載されている「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」の主作業船に分類される作業船を使用する工事を基本とする（主作業船の使用がなくても、海上作業が工事工程に与える影響が大きいなどの事情があるものも海上工事とする。）ただしケーソン等製作工事は原則、陸上工事とする。

【休日と閉所について】

- 休日は、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏期休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め6日）」とする。
- 休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。
- 「現場閉所単位」における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。また、「個人単位」の「休日」の評価は、施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、対象者毎に休日取得状況を確認する。

【休日の確認方法】

- 工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、「現場閉所単位」においては前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」を、「個人単位」においては技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を発注者に提出し、休日を確認する。
- 閉所日に品質確保や安全確保にかかる軽微な作業、地域行事等(※3)によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載する。また、当該出勤者の出勤日について「週休2日」、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。
- 各休日の評価に関する確認方法の詳細については、別添を参照。

※3 ○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例

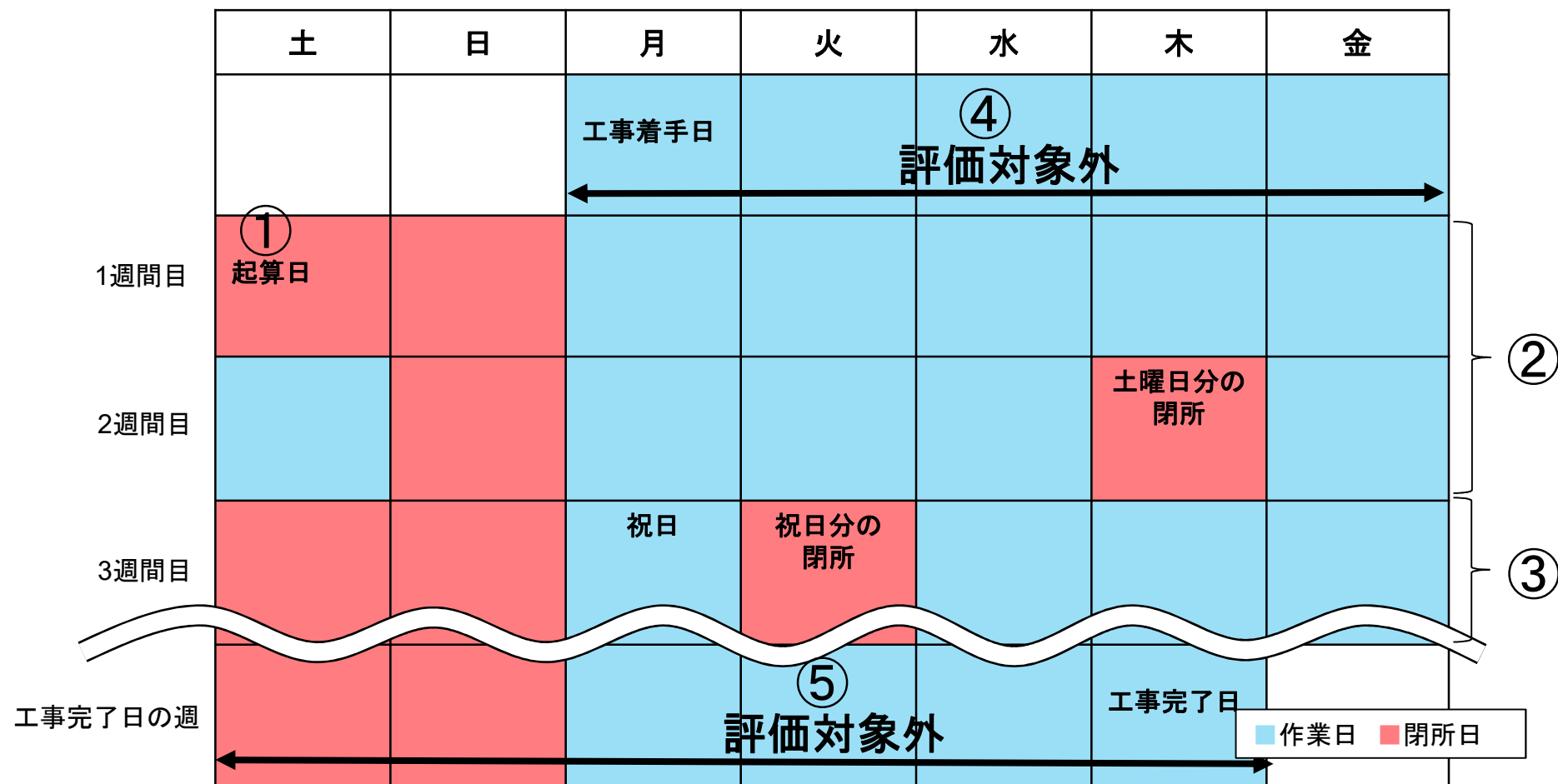
コンクリートの養生(散水作業)を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員(安全監視船)のみ稼働している場合、灯浮標等の機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、出勤後、天候(気象・海象)により作業できない場合

○地域行事、現場見学会の開催の例

現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会

週休2日の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 土曜日、日曜日以外の休日がない週(月曜日から金曜日)では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 祝休日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日が木曜日以前となる週は、評価対象としない(例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は評価対象としない)。



4週8休の確認方法(土曜日起算)

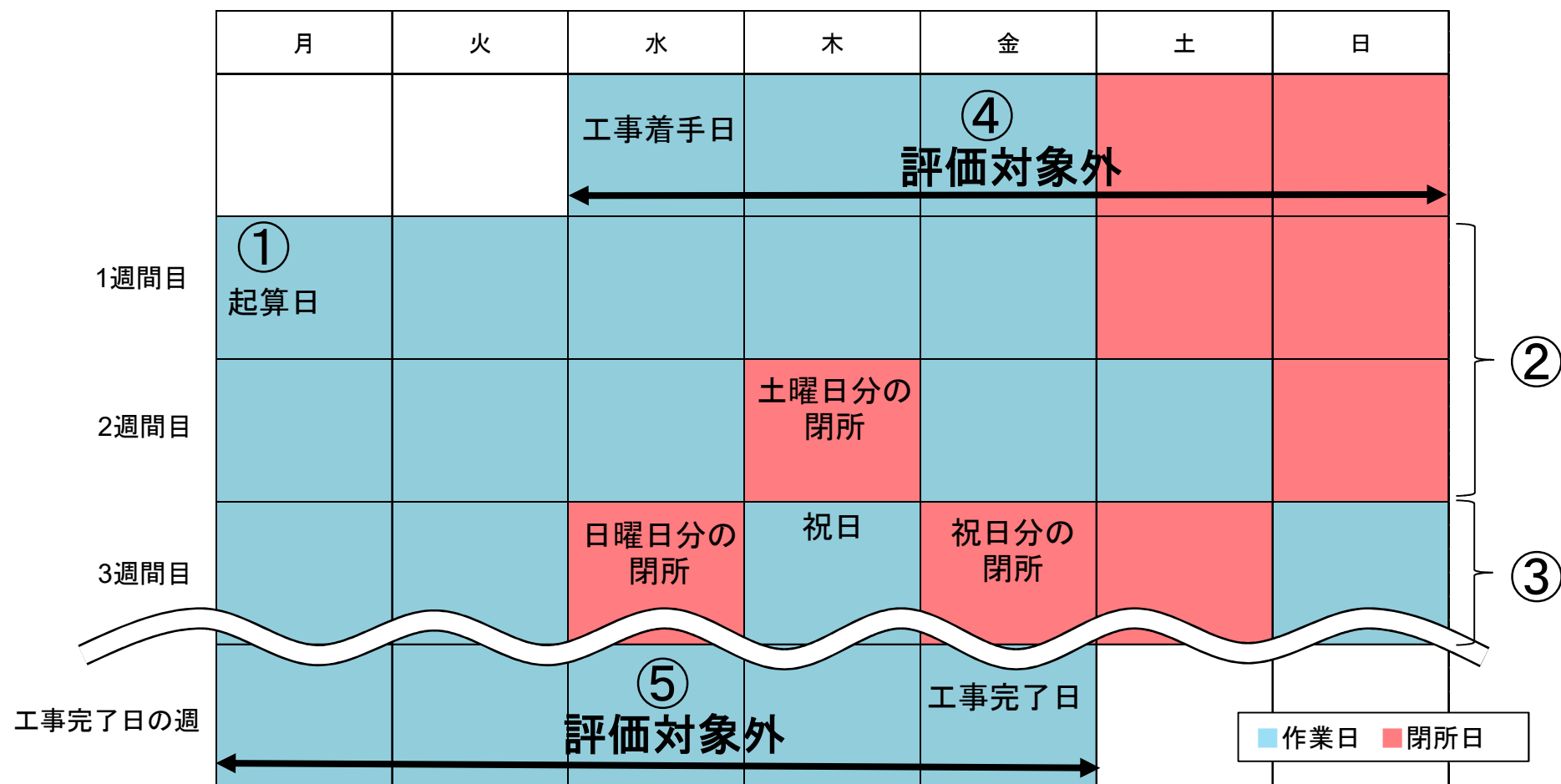
- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
			① 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
⋮								③ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

週休2日の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとする。
- ② 土曜日、日曜日以外の休日がない週(月曜日から金曜日)では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 祝休日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日の週は、評価対象としない。



4週8休の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目								
4週間目				2週目土曜日分の閉所				
5週間目								③ 2期間目
6週間目					5週目日曜日分の閉所			
7週間目								
8週間目		7週目土曜日分の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日分の閉所			
⋮								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

